健感発 0 2 2 2 第 2 号 平成 2 5 年 2 月 2 2 日

各 都道府県 政 令 市 特 別 区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成25年政令第38号)が本日公布されたところである。

この改正を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」について、別添新旧対照表のとおり改正することとした。

また、「重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) の国内での発生について」(平成 25 年 1 月 30 日健感発 0130 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) に基づく情報提供の依頼は、この改正の施行に伴い終了することとする。

以上、ご了知の上、関係機関に周知願いたい。

なお、本改正については、平成25年3月4日から施行する。

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 新旧対照表

別紙

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

第1~4 (略)

第5 四類感染症

 $1 \sim 13$ (略)

<u>14</u> 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)

(1)定義

ブニヤウイルス科フレボウイルス属の重症熱性血小板減少症候群 (Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome: SFTS) ウイルスによる感染症である。

(2) 臨床的特徴

主に SFTS ウイルスを保有するマダニに刺咬されることで感染する。 潜伏期間は 6~14 日。発熱、消化器症状(嘔気、嘔吐、腹痛、下痢、下血)を 主徴とし、時に、頭痛、筋肉痛、神経症状、リンパ節腫脹、出血症状などを伴う。 血液所見では、血小板減少(10 万/mm³未満)、白血球減少(4000/mm³未満)、血清 酵素(AST、ALT、LDH)の上昇が認められる。致死率は 10~30%程度である。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から重症 熱性血小板減少症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、 重症熱性血小板減少症候群患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定に よる届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に 掲げる検査方法により、重症熱性血小板減少症候群の無症状病原体保有者と診断 した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならな い。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞ

別紙

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

第 $1 \sim 4$ (略)

第5 四類感染症

 $1 \sim 13$ (略)

(新規)

れ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、 重症熱性血小板減少症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、重症熱性血小板減少症候群により死亡したと判断した場合には、法第12条 第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、 重症熱性血小板減少症候群により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1 項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

<u>検査方法</u>	検査材料
分離・同定による病原体の検出	血液、咽頭拭い
PCR法による病原体の遺伝子の検出	液、尿
ELISA法又は蛍光抗体法による抗体の検出(Ig	<u>血清</u>
M抗体の検出又はペア血清による抗体陽転若しくは	
抗体価の有意の上昇)	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体陽転	
又は抗体価の有意の上昇)	

- 15 腎症候性出血熱 (略)
- 16 西部ウマ脳炎 (略)
- 17 ダニ媒介脳炎 (略)
- 18 炭疽 (略)
- 19 チクングニア熱 (略)
- 20 つつが虫病 (略)
- 2 1 デング熱 (略)

- 14 腎症候性出血熱 (略)
- 15 西部ウマ脳炎 (略)
- 16 ダニ媒介脳炎 (略)
- 17 炭疽 (略)
- 18 チクングニア熱 (略)
- 19 つつが虫病 (略)
- 20 デング熱 (略)

<u>22</u> 東部ウマ脳炎 (略)	<u>21</u> 東部ウマ脳炎 (略)
<u>23</u> 鳥インフルエンザ (略)	<u>22</u> 鳥インフルエンザ (略)
<u>24</u> ニパウイルス感染症 (略)	<u>23</u> ニパウイルス感染症 (略)
<u>25</u> 日本紅斑熱 (略)	<u>24</u> 日本紅斑熱 (略)
<u>26</u> 日本脳炎 (略)	<u>25</u> 日本脳炎 (略)
<u>27</u> ハンタウイルス肺症候群 (略)	<u>26</u> ハンタウイルス肺症候群 (略)
<u>28</u> Bウイルス病 (略)	<u>27</u> Bウイルス病 (略)
<u>29</u> 鼻疽 (略)	28 鼻疽 (略)
<u>30</u> ブルセラ症 (略)	<u>29</u> ブルセラ症 (略)
<u>31</u> ベネズエラウマ脳炎 (略)	<u>30</u> ベネズエラウマ脳炎 (略)
<u>3 2</u> ヘンドラウイルス感染症 (略)	<u>31</u> ヘンドラウイルス感染症 (略)
<u>34</u> 発しんチフス (略)	<u>32</u> 発しんチフス (略)
<u>34</u> ボツリヌス症 (略)	33 ボツリヌス症 (略)
<u>35</u> マラリア (略)	<u>34</u> マラリア (略)
<u>36</u> 野兎病 (略)	35 野兎病 (略)
<u>37</u> ライム病 (略)	<u>36</u> ライム病 (略)
<u>38</u> リッサウイルス感染症 (略)	<u>37</u> リッサウイルス感染症 (略)
<u>39</u> リフトバレー熱 (略)	38 リフトバレー熱 (略)
<u></u>	<u> </u>

<u>40</u> 類鼻疽 (略)	39 類鼻疽 (略)
<u>41</u> レジオネラ症 (略)	<u>40</u> レジオネラ症 (略)
<u>4.2</u> レプトスピラ症 (略)	<u>41</u> レプトスピラ症 (略)
43 ロッキー山紅斑熱 (略)	<u>42</u> ロッキー山紅斑熱 (略)
第6~7 五類感染症	第6~7 五類感染症

新	旧
別記様式1~3(略)	別記様式1~3 (略)
別記様式4-1~4-13 (略)	別記様式4-1~4-13 (略)
別記様式4-14	(新規)
別記様式4-14 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) 発生届 都道府県知事 (保健所設置市・特別区長) 殿 郷金値の予助及協連の企動と対する馬鹿に関する法律第12条第1項 (周条第6項において専用する場合と含む。	
- ペア血清での抗体価の有意上昇 - ペア血清での中和抗体の検出 転果: 抗体腫体・抗体価の有意上昇 - ペア血清での中和抗体の検出 転果: 抗体腫体・抗体価の有意上昇 - その他の方法 () 検殊 ())	度 に 行っ てく く ださ

別記様式4-15	腎症候性出血熱 (略)	別記様式4- <u>14</u>	腎症候性出血熱 (略)
別記様式4- <u>16</u>	西部ウマ脳炎 (略)	別記様式4- <u>15</u>	西部ウマ脳炎 (略)
別記様式4- <u>17</u>	ダニ媒介脳炎 (略)	別記様式4-16	ダニ媒介脳炎 (略)
別記様式4-18	炭疽 (略)	別記様式4-17	炭疽 (略)
別記様式4- <u>19</u>	チクングニア熱 (略)	別記様式4-18	チクングニア熱 (略)
別記様式4-20	つつが虫病 (略)	別記様式4- <u>19</u>	つつが虫病 (略)
別記様式4-21	デング熱 (略)	別記様式4-20	デング熱 (略)
別記様式4-22	東部ウマ脳炎 (略)	別記様式4-21	東部ウマ脳炎 (略)
別記様式4-23	鳥インフルエンザ (略)	別記様式4-22	鳥インフルエンザ (略)
別記様式4-24	ニパウイルス感染症 (略)	別記様式4-23	ニパウイルス感染症 (略)
別記様式4-25	日本紅斑熱 (略)	別記様式4-24	日本紅斑熱 (略)
別記様式4-26	日本脳炎 (略)	別記様式4-25	日本脳炎 (略)
別記様式4-27	ハンタウイルス肺症候群 (略)	別記様式4-26	ハンタウイルス肺症候群 (略)
別記様式4-28	B ウイルス病 (略)	別記様式4-27	B ウイルス病 (略)
別記様式4-29	鼻疽 (略)	別記様式4-28	鼻疽 (略)
別記様式4-30	ブルセラ症 (略)	別記様式4- <u>29</u>	ブルセラ症 (略)
別記様式4-31	ベネズエラウマ脳炎 (略)	別記様式4-30	ベネズエラウマ脳炎 (略)
別記様式4-32	ヘンドラウイルス感染症 (略)	別記様式4-31	ヘンドラウイルス感染症 (略)
		l	

別記様式4- <u>33</u> 発しんチフス (略)	別記様式4- <u>32</u> 発しんチフス (略)
別記様式4- <u>34</u> ボツリヌス症 (略)	別記様式4- <u>33</u> ボツリヌス症 (略)
別記様式4-35 マラリア (略)	別記様式4- <u>34</u> マラリア (略)
別記様式4-36 野兎病 (略)	別記様式4-35 野兎病 (略)
別記様式4- <u>37</u> ライム病 (略)	別記様式4-36 ライム病 (略)
別記様式4- <u>38</u> リッサウイルス感染症 (略)	別記様式4- <u>37</u> リッサウイルス感染症 (略)
別記様式4- <u>39</u> リフトバレー熱 (略)	別記様式4- <u>38</u> リフトバレー熱 (略)
別記様式4-40 類鼻疽 (略)	別記様式4-39 類鼻疽 (略)
別記様式4- <u>41</u> レジオネラ症 (略)	別記様式4- <u>40</u> レジオネラ症 (略)
別記様式4- <u>42</u> レプトスピラ症 (略)	別記様式4- <u>41</u> レプトスピラ症 (略)
別記様式4- <u>43</u> ロッキー山紅斑熱 (略)	別記様式4-42 ロッキー山紅斑熱 (略)
別記様式5~7 (略)	別記様式5~7 (略)